

2026年度(令和8年度)

乳幼児等定期接種実施マニュアル

(乳幼児等定期接種に共通する実施上の留意事項)

※ 別冊の予防接種実施要領

【共通】【各予防接種別】も必ずご一読ください。

【添付様式等】

別紙1 福山市定期接種用ワクチン注文先

別紙2 医療従事者用 予診票の書き方

様式1 定期接種申請書

様式2-1 定期接種(特例)申請書

様式2-2 意見書(長期療養疾病等による定期接種の特例措置)

様式2関係 別表 疾病例一覧

様式3に関係する書類 **削除**

様式4 乳幼児等定期接種実施報告書

様式4裏面 乳幼児等定期接種実施報告書(記入例及び注意事項)

様式5 定期接種用ワクチン誤使用報告書

様式6-1 予防接種済証

様式6-2 HPV(ヒトパピローマウイルス)予防接種済証 兼 接種歴管理票

【参考資料】

・定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて

目 次

1 市内居住者に使用するワクチン・予診票について	P. 2
(1) ワクチンについて	
(2) 予診票について	
2 接種に当たっての注意事項について	P. 3
(1) 親子(母子)健康手帳について	
(2) 確認・注意事項について	
(3) 接種年齢の考え方について	
(4) 他の予防接種との接種間隔について	
(5) 同時接種について	
3 市外居住者の接種について	P. 6
(1) 広島県内他市町発行の「広域予防接種券」持参者	
(2) 県内広域化未実施市町又は県外市町村発行の「予防接種依頼書」持参者	
4 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期接種の機会を逸した者への特例について	P. 6
(1) 厚生労働省令で定める特別の事情	
(2) 実施方法	
(3) 対象となる期間	
5 予防接種後副反応疑い報告書について	P. 8
6 予防接種間違いの防止について	P. 8
7 実施報告について	P. 8
8 その他	P. 9

1 市内居住者に使用するワクチン・予診票について

(1) ワクチンについて

福山市民(定期接種対象者)に対して接種する場合は、福山市が購入配付する定期接種用ワクチン(針・シリンジを含む。)を使用してください。

前年度に福山市が配付した定期接種用ワクチンの医療機関における残りは、新年度も引き続き使用できますが、有効期限切れワクチンを使用することがないように、十分注意してください。

- 1 定期接種用ワクチンは、医療機関から直接、納入業者に連絡いただき、注文に応じて配付します。納入業者については、別紙1「福山市定期接種用ワクチン注文先」を参照してください。

【定期接種用ワクチンと併せて配付するもの】

- ディスポーザブルシリンジ・針
 - 予診票(原則として、予診票・説明書等の枚数とワクチンの本数は同数となります。)
 - 説明書
- 2 配達日は、月曜・水曜・金曜に限らせていただきます。なお、配達日が祝日又は年末年始の場合は、配達がありません。
 - 3 一旦納入された定期接種用ワクチン等の返品はできません。各医療機関においては、極力ロスや有効期限切れを出さないよう、確実に接種する本数について、その都度、注文をお願いします。やむを得ず有効期限が過ぎたワクチンが各医療機関にある場合は、医療廃棄物として処分してください。
 - 4 保管上の過失や対象者以外への接種等で、福山市が購入配付した定期接種用ワクチンを使用した場合は、ロス分のワクチン代を補填していただくことになります。

【ワクチン補填までの流れ】

- ① 上記のロスが発生した場合は、その理由を速やかに保健予防課(Tel:928-1127)へ連絡してください。
- ② その後、様式5-1「定期接種用ワクチン誤使用報告書」を記入し、保健予防課まで送付してください。
- ③ 保健予防課よりロスしたワクチン代(ロス発生時の年度単価)の納付書を送付いたしますので、納期限をお確かめのうえ、お納めください。

(2) 予診票について

ワクチンに併せて配付する予診票(原則として、予診票・説明書等の枚数とワクチンの本数は同数となります。)は、各医療機関以外で使用するしないよう取扱いには十分ご注意ください。

また、予診票の記入方法は、別紙2「医療従事者用 予診票の書き方」を参考にしてください。

- 1 被接種者の住所、名前、フリガナ、生年月日、性別、年齢及び保護者名は、全てはしっかりと記入してもらってください。
- 2 「ワクチンロット番号」欄には、ロット番号が記載されたシールを貼付するか、ロット番号と有効期限を手書きで記入してください。
- 3 市民の予防接種歴を医療機関に確認させていただく場合がありますので、カルテ等に予防接種の記録を残してください。(接種年月日等、予防接種業務を行っていくうえで必要と思われる項目のみで構いません。)

2 接種に当たっての注意事項について

(1) 親子(母子)健康手帳について

予防接種実施規則第5条に「予防接種を行うに当たっては、その保護者に対し、母子健康手帳の提示を求めなければならない。」と規定されています。

予防接種の実施に当たっては、①親子(母子)健康手帳や健康保険証等で対象者の住所(福山市民であること)と年齢を確認してください。②過去の接種歴や接種間隔については、親子(母子)健康手帳の「その他の予防接種」欄等を含めた全てのページで確認してください。③接種後は接種年月日・メーカー・ロット番号・接種医師名等を記録してください。

親子(母子)健康手帳への記入漏れによる予防接種間違いが起こっています。接種後は、必ず親子(母子)健康手帳へ記入してください。

なお、親子(母子)健康手帳を持参していない場合の対応については、次のとおりです。

- 1 原則として、保護者に親子(母子)健康手帳を持参するように依頼し、取りに帰っていただくか別日に実施してください。
- 2 親子(母子)健康手帳を紛失した等の理由により提示を受けないまま、やむを得ず接種を実施する場合は、様式1「定期接種申請書」に必要事項を記入してもらったうえで、予診票に添付して報告書と併せて提出してください。

その場合、保護者から既往歴、接種歴等を十分聞き取り、確認して接種を行い、接種後、様式6-1「予防接種済証」に記入のうえ、交付してください。

※HPV(ヒトパピローマウイルス)予防接種については、様式6-2「HPV(ヒトパピローマウイルス)予防接種済証 兼 接種歴管理票」を交付してください。

※重複接種等が発覚した場合は、定期接種としては扱えませんのでご注意ください。

(2) 確認・注意事項について

【受付時・問診時】

- 1 対象者を住所(福山市民であること)、名前(フルネーム)、年齢、生年月日がわかるもの(健康保険証等)で確認する。
- 2 予防接種の種類と回数を確認する。
- 3 対象者がワクチンの接種対象年齢であることを確認する。
- 4 接種歴、直前の予防接種実施日からの間隔を、親子(母子)健康手帳の「その他の予防接種」欄等を含めた全てのページで確認する。

※小児用肺炎球菌、5種混合及びロタウイルスについては、複数のワクチンが定期接種としてあることから、2回目以降の接種に当たっては、親子(母子)健康手帳でワクチンの種類を確認すること。

- 5 接種前の検温を確認する。
- 6 予診票の質問事項を確認する。
- 7 診察を行い、体調を確認する。
- 8 予診票の医師署名欄にサインする。
- 9 予診票の保護者自署欄に承諾サインをもらう。

【準備時・接種時】

- 1 ワクチンの種類、有効期限を確認し、期限切れに注意する。
- 2 ワクチンを冷蔵庫等から取り出した後は、長期間放置しないように注意する。
- 3 ワクチンの外観、接種量、接種方法を確認する。

【接種後】

- 1 使用済み注射器は医療廃棄物として適正に廃棄する。
- 2 予診票、診療録、親子(母子)健康手帳に必要事項を記入する。
- 3 接種終了後の注意事項を説明する。
- 4 副反応にそなえ、必要な者には接種後 30 分待機してもらう。

【ワクチン保管】

ワクチンの有効性や安全性を保持するために、次のことに留意して取り扱ってください。

- 1 ワクチンは、所定の条件を保ち保管すること。

ワクチン名	保管温度	保管状況
BCG ワクチン	10℃以下	
B型肝炎ワクチン	2～8℃	遮光して、凍結を避けて保管
ヒブワクチン	2～8℃	遮光して保管
小児用肺炎球菌ワクチン(プレベナー20)	2～8℃	凍結を避けて保存
小児用肺炎球菌ワクチン(バクニューバンス)	2～8℃	遮光して、凍結を避けて保管
5種混合ワクチン(クイントバック)	2～8℃	遮光して保管
5種混合ワクチン(ゴービック)	10℃以下	遮光して、凍結を避けて保管
3種・2種混合ワクチン		
不活化ポリオワクチン	2～8℃	
麻しん風しん混合ワクチン (麻しんワクチン・風しんワクチン)	5℃以下	遮光して保管
水痘ワクチン		
日本脳炎ワクチン(ジェービック)	10℃以下	遮光して保管
日本脳炎ワクチン(エンセバック)		遮光して、凍結を避けて保管
HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン	2～8℃	遮光して、凍結を避けて保管
ロタウイルスワクチン		
RS ウイルスワクチン	2～8℃	凍結を避けて保存

- 2 ワクチンは種類ごとに区分して、一見して識別できるようにしておく。
- 3 責任者を定め、ワクチンの有効期限を定期的に確認する。
- 4 ワクチンのロスが極力出ないよう、入出庫に際し、受払簿等による在庫管理に努める。
- 5 ワクチンの吸引前によく振り、混ぜる。

(3) 接種年齢の考え方について

(2020年(令和2年)2月4日付け 厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡)

『●歳以上』…

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、令和6年4月1日生まれの人であれば、『1歳以上から接種可能』と言った場合、『令和7年3月31日から接種可能』という意味になります。この考え方では、被接種者の都合を考慮して、厳密には接種対象年齢には達していない時間帯も含めて、3月31日の丸一日を接種可能日とするものです。

『●歳未満』…

誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えますので、令和6年4月1日生まれの人であれば、『1歳未満まで接種可能』と言った場合、『令和7年3月31日まで接種可能』という意味になります。

『生後3か月から生後6か月に至るまでの間にある者』…

令和6年4月1日生まれの人であれば、7月1日の前日（誕生日の前日）に生後3か月を迎えたと考えます。したがって、この場合、『生後3か月から生後6か月に至るまでの間にある者』とは『6月30日から9月30日までの期間内にある者』となります。

『出生●週●日後から』の考え方

生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考えます。また、『出生●週●日後から』とは、『●週●日後』の日を含みます。

例えば、令和6年4月1日生まれの人であれば、『出生1週後から』と言った場合、『令和6年4月8日から』という意味になります（4月8日は含まれます）。

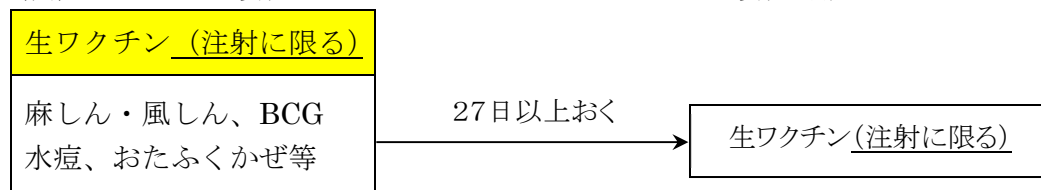
（4）他の予防接種との接種間隔について

前回の予防接種（任意を含む。）からは、次の間隔が必要です。

【注射生ワクチンを接種し、次のワクチンも注射生ワクチンを接種する場合】

接種をした日（翌日から起算）から次の接種を行う日までの間隔は、27日間以上おきます。

（例）4月1日に接種 → 4月29日から接種可能



※不活化ワクチンについて、異なるワクチンの接種間隔に関しては、規定がありません。

※同一予防接種の接種間隔については、現行の実施要領の規定で実施してください。なお、接種間隔の規定については、次の考え方も参考にしてください。

『1か月後』・『1か月以上』…

翌月の同日（以降）から接種可能になります。なお、翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月最終日の翌日（つまり翌々月の1日）から接種可能になります。

（例）5月31日に接種 → 7月1日から接種可能

『2か月半以上』…

『2月半』といった場合、当該月が何日で終わるのかによって次のようになります。

- ・28日で終わる月：14日
- ・29日、30日で終わる月：15日
- ・31日で終わる月：16日

（例）4月1日に接種 → 6月16日から接種可能

解説 2月の間隔を置いた6月1日に15日（6月は30日で終わる）を足した日数

（5）同時接種について

- 1 国の「定期接種実施要領」で、「2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる」とされています。
- 2 同時接種では複数ワクチンを同一シリンジ内で混ぜて接種しないこと。

- 3 接種部位の局所反応が区別できるよう接種部位を変えるか、少なくとも2.5cm以上あけること。
- 4 複数ワクチンを同日内に別の接種場所で行う同日接種は同時接種とはみなさないので注意してください。

3 市外居住者の接種について

福山市民以外の予防接種については、原則、住民票のある自治体で発行された「広域予防接種券」又は「予防接種依頼書」が必要になります。住所を確認して実施してください。

(1) 広島県内他市町発行の「広域予防接種券」持参者

- 1 広域化予防接種受託医療機関として予防接種の実施を希望される医療機関は、広島県医師会地域医療課(Tel:082-568-1511)へ連絡してください。(既に広域化予防接種受託医療機関として予防接種を実施している医療機関は不要です。)
健康被害への対応については、広域予防接種券を発行した被接種者の居住地の市町が行います。
- 2 ワクチン、接種器材は福山市が配付するものを使用せず、各医療機関で購入・準備したものを使用してください。
- 3 広域予防接種委託料については、国保連合会が審査支払事務を行いますので、予防接種請求書(広島県医師会が配付するもの)に広域予防接種券と予診票を添えて、国保連合会へ提出(請求)してください。
※福山市への報告は必要ありません。

(2) 県内広域化未実施市町又は県外市町村発行の「予防接種依頼書」持参者

- 1 各予防接種実施医療機関宛の「予防接種依頼書(原本)」を被接種者が持参された場合は、実費での接種となりますので、保護者からはワクチン代を含めた接種料金を徴収してください。
- 2 ワクチン、接種器材は福山市が配付するものを使用せず、各医療機関で購入・準備したものを使用してください。
- 3 接種報告は、予防接種実施医療機関から、依頼があった市町の担当部署へ直接行ってください。
※福山市への報告は必要ありません。

4 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期接種の機会を逸した者への特例について

2013年(平成25年)1月30日より、定期の予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の厚生労働省令に規定する特別の事情により、定期の予防接種(ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。)を受けることができなかったと認められる場合は、その事情がなくなった日から2年間(高齢者肺炎球菌及び带状疱疹については1年間)は、特例として定期の予防接種を受けることができるようになりました。(事前の手続きが必要です。)

(1) 厚生労働省令で定める特別の事情

- 1 次のイ〜ハに掲げる疾病にかかったこと。(やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限ります。)
イ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

- ロ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- ハ イ又はロの疾病に準ずると認められるもの
- ※ 該当する疾病の例については、様式2関係「別表」(疾病例一覧)を参照してください。ただし、様式2関係「別表」(疾病例一覧)に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということを意味するものではありません。予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断のもとで行ってください。
- 2 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと。(やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限ります。)
- 3 医学的知見に基づき、1 又は 2 に準ずると認められるもの。
- 4 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと。(やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。)
- ※ 2024年度にMRワクチンの供給が不安定となったことについて、本項目に該当するものとして取り扱うよう国から事務連絡が発出されました。詳しくは、「2026年度(令和8年度)乳幼児等予防接種実施要領【各予防接種別】8 麻しん風しん混合」に記載しています。内容をよく確認して接種を実施してください。なお、本特例の対象者については、事前申請を不要とします。定期接種の対象者と同様に接種してください。
- ※他の事例で該当するかに関しては、保健予防課と協議して決定するものとします。

(2) 実施方法

- 1 保護者は、事前に様式2-1「定期接種(特例)申請書」及び様式2-2「意見書(長期療養疾病等による定期接種の特例措置)」を福山市に提出します。(親子(母子)健康手帳を提示)
- 2 特例の対象者となる場合は、福山市が「証明書」を交付します。
- 3 特例として定期接種を実施する場合は、必ず保護者から「証明書」の提示を受け、有効期限等を確認してください。
- 4 ワクチンは、福山市定期接種用ワクチンを使用してください。
- 5 接種した予防接種の予診票のコピーを、接種後速やかに提出してください。(該当者ごと初回のみ)
- 6 実施報告については、定期接種実施報告と併せて各期の提出期限までに、各提出先へ提出してください。(予診票の空欄に「長期療養疾病対象者」と記入してください。)

(3) 対象となる期間

特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間(次の場合は下記の期間に限る。)

- ① 5種混合予防接種(DPT-IPV-Hib)については、15歳に達するまでの間
- ② BCG 予防接種(結核)については、4歳に達するまでの間
- ③ ヒブ予防接種(Hib感染症)については、10歳に達するまでの間
- ④ 小児用肺炎球菌予防接種(小児の肺炎球菌感染症)については、6歳に達するまでの間

5 予防接種後副反応疑い報告書について

法の規定による副反応疑い報告について、【参考資料】を参照し、報告基準を満たす予防接種に起因する疑いのある副反応を診断した場合は、速やかに電子報告システムを用いて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告してください。電子的な報告が困難な場合は、予防接種の種類に関わらず、FAXにより同機構に報告を行ってください。

なお、福山市への提出および報告は必要ありません。

＜電子報告システムURL：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>＞

6 予防接種間違いの防止について

法令やワクチンの添付文書の説明等を守らずに予防接種を実施したことによって健康被害が生じたときには、接種を行った医師や医療機関の責任を問われる場合があることに留意してください。

別冊の「予防接種ガイドライン」を参照してください。

予防接種間違い発生時の対応について

誤った用法用量での接種や有効期限切れワクチンの接種等、予防接種間違いが発生した場合は、速やかに間違いの概要を保健予防課へ電話で報告するとともに、保護者への説明及び被接種者の健康観察等の対応をお願いします。報告後の処理につきましては、改めて保健予防課から連絡します。

なお、2013年(平成25年)4月1日より厚生労働省の定期接種実施要領において、重大な健康被害につながる恐れのある予防接種間違いについては、市を通じて国に報告することが義務付けられています。

7 実施報告について

予診のみ(予診の結果、接種を見合わせた場合。その後、診療に移行したものを含む。)についても、委託料支払対象となっていますが、接種を見合わせた者については、1人につき1日1件のみの支払いとなります。(複数ワクチンを同時接種する予定であったとしても、1件と換算し報告してください。その場合も予診票は全て提出してください。)

なお、実施報告書の記入方法及び提出にあたっての注意点は、様式4の裏面「乳幼児等定期接種実施報告書(記入例及び注意事項)」を参照してください。

【実施報告書の提出期限・提出先】

提出期限 (期限厳守)	6月10日(4月・5月実施分) 12月10日(10月・11月実施分) 8月10日(6月・7月実施分) 2月10日(12月・1月実施分) 10月 9日(8月・9月実施分) 4月 9日(2月・3月実施分)
提出先	福山市医師会分 → 保健予防課(Tel:928-1127) 松永沼隈地区医師会分 → 松永保健福祉課(Tel:930-0414) (沼隈・内海町内医療機関) → 沼隈支所保健福祉担当(Tel:980-7704) 府中地区医師会分 → 北部保健福祉課(Tel:976-1231) 深安地区医師会分 (神辺町内医療機関) → 神辺保健福祉課(Tel:962-5055) (加茂町内医療機関) → 北部保健福祉課(Tel:976-1231) ※郵送で提出する場合 → 保健予防課(Tel:928-1127) 〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号
提出書類	・乳幼児等定期接種実施報告書 ・予診票等 ※予防接種の種別ごとに分けてください。また、接種済みの予診票と予診のみの予診票は、それぞれで一まとめにして提出してください。(接種済みの予診票の束の中に予診のみの予診票を混ぜないでください。)
備考	・実施が全くなかった場合も、4月の報告時は件数0で報告書を提出してください。 ・予診票に記入漏れがないよう報告書提出時に、今一度点検してください。 ・報告漏れがあった場合、直近の接種分と併せて提出してください。ただし、最終報告期限は2027年(令和9年)4月9日とさせていただきます。

8 その他

福山市を除いた災害救助法適用市町村において、市町村外接種に係る予防接種依頼書の発行事務が極めて困難である場合に、当該市町村に住民票のある者が、福山市での予防接種を希望する場合には、福山市民と同様に定期接種の対象となる場合があります。この場合、接種を行う前に接種を希望する者の保護者から、保健予防課に連絡を行うようにしてください。

この実施マニュアルによるほか、その他の詳細については、「予防接種ガイドライン」、「別冊の予防接種実施要領」を参考に実施してください。